

## 幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費のうち副食費分が免除される場合があります

### ① 無償化後の給食費について

各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用です。

**保育料は無償化されますが、給食費については、引き続き保護者の皆さまのご負担となります。**

主食（ご飯等）分 …現物を持参 もしくは  
施設に直接主食費として支払い

副食（おかず等）分 …直接、利用する施設に支払い

※給食費の金額等については、各施設までお問い合わせください。

### ② 副食費の免除となる対象者・対象範囲

- 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては、**副食費の免除対象**となります。
- 免除対象となる世帯の判断は、世帯構成や所得などにより決定される市町村民税額をもとに、市が行います。（**対象となる方については、市から免除対象となることのお知らせが届きます。**）

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費免除		
年収360万円以上相当	副食費 保護者負担	副食費 保護者負担	副食費免除

- 免除となるのは、**副食費（おかず代・おやつ代等）のみ**です。  
主食費（お米・麺・パン等）は免除になりませんので、施設に現物を持参、もしくは主食費を直接お支払いいただくこととなります。